

## 介護保険からのお知らせ

### 65歳以上の方へ、平成28年度介護保険料の決定通知書をお送りします。

平成28年度の住民税などをもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を7月下旬に郵送します。  
 昨年度から、できる限り所得の状況に配慮したきめ細かな保険料とするため、所得段階を16区分に分けています。住民税や世帯の状況などによって該当する所得段階により保険料額が決定されます。(表参照)

所得段階	対象者	計算方式	年間保険料
1	生活保護受給者	基準額×0.45	33,268円
	世帯非課税 老齢福祉年金受給者		
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方		
2	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	49,901円
3	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方		
4	本人非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.9	59,882円
5	本人非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額	66,535円
6	世帯課税 本人課税 合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	79,842円
7		基準額×1.3	86,496円
8		基準額×1.4	93,149円
9		基準額×1.5	99,803円
10		基準額×1.6	106,456円
11		基準額×1.7	113,110円
12		基準額×1.8	119,763円
13		基準額×1.9	126,417円
14		基準額×2.0	133,070円
15	合計所得金額が410万円以上440万円未満の方	基準額×2.1	139,724円
16	合計所得金額が440万円以上の方	基準額×2.2	146,377円

#### ■納付の方法

継続して年金天引きで納めている方は、今回決定した年間保険料額から4月、6月、8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10月、12月、来年2月に年金から天引き(本徴収)で納めていただきます。

また、納付書、口座振替などで納めている方は、8月から来年3月までの各月、8回で納付していただきます。

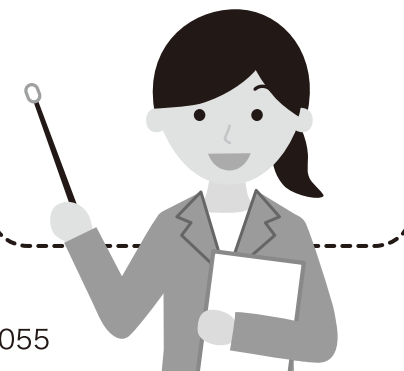
なお、年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は年金天引きとなりますが、65歳になって初めて保険料が決定する方、福岡県広域連合加入市町村以外の市町村から転入した方などの場合は、年金天引きの開始が半年から1年後となりますので、それまでは納付書または口座振替での納付となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

介護保険制度では、特別な事情がないのに保険料の滞納が続きますと、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの給付制限が行われます。

介護保険制度は皆様から納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

- 問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167)  
 福岡県介護保険広域連合(事業課資格管理係) TEL 092-643-7055

\*口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。  
 \*災害などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。



## 町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名	野間団地
募集戸数	1戸
団地場所	上毛町大字東下1440番地1
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	平成28年8月1日(月)

#### ■入居者資格

(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。  
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の1/2分です。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。  
(同居または同居しようとする親族も含む)

#### ■入居者の決定方法 選考または抽選

#### ■申込受付期間

7月1日(金)～15日(金)8:30～17:15(土・日を除く)

#### ●申し込み・問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

## 平成28年度県営住宅入居者募集

募集対象団地及び募集戸数等詳細については、募集案内書をご覧ください。

#### ■募集案内書配布期間及び申込受付期間

7月13日(水)～22日(金)※申し込み手数料は不要

#### ■募集案内書配布場所

県内の各市役所及び町村役場など

#### ●問い合わせ先

県住宅供給公社県営住宅管理部管理課  
 TEL 092-781-8029

## 日本脳炎予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種は、平成17年度から平成21年度にかけて積極的な勧奨を差し控えていました。平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方は、20歳になるまでの間であれば不足分を定期接種(無料)として受けることができます。

母子手帳で日本脳炎予防接種の接種歴をご確認ください。

#### ●問い合わせ先

子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線224)

●おわびと訂正 広報こうげ6月号7ページ「病児・病後児保育のご案内」に次の誤りがありました。おわびして訂正いたします。

- 対象児童 (誤)「～小学校就学前の児童」  
 (正)「～小学校6年生までの児童」

## 国民年金の保険料免除申請の受付を随時行っています

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な方は、保険料の全額、または一部が免除となる場合があります。免除される期間は、申請した年度の7月分から翌年の6月分までの1年間となっていますので、利用希望の方は必ず申請をしてください。

もし、保険料の免除を受けず保険料が未納のまま、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、この制度を活用してください。

また、学生や50歳未満の方は、保険料の納付猶予制度もありますので詳しいことは下記にお問い合わせください。

#### ●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

## 赤十字募金へのご協力ありがとうございました

日本赤十字社では毎年5月を「赤十字社員増強運動月間」としており、自治会を通じて各ご家庭に募金をお願いしました。町民の皆様の温かいご支援により、多くの募金が集まりましたのでご報告します。

皆様から寄せられました募金は、世界中で人々の生命や健康、尊厳を守る赤十字活動を支えています。

募金総額 **1,097,111円**

(窓口募金を含みます)

#### ●問い合わせ先

子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線221)

## 児童の虫歯予防処置 シーラントのお知らせ



初めての永久歯(6才臼歯)を虫歯から守るため、虫歯になりやすい奥歯の溝を薄いプラスチックの膜で覆う「シーラント」を行います。

希望される方は下記までお申し込みください。

■日時 7月30日(土)13:30～15:00  
 (1人につき10分程度 予約制)

■場所 げんきの杜 保健指導室

■対象者 6才臼歯が生えている小学1・2年生  
 小学校2年生は6才臼歯4本が完了していない方を対象

■費用 無料

■締め切り 7月21日(木)  
※当日は歯みがきをしてきてください。

#### ●問い合わせ先

子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線224)